

福祉

手話言語の国際デー
ブルーライトアップ

毎年9月23日は、国連総会で決議された「手話言語の国際デー」です。「世界ろう連盟」が、イメージカラーを「青」と定め、世界、市民、地域、社会をひとつにすることを目的に、世界中の公共施設等をライトアップします。市では、アイセルシュラホールをライトアップします。

日時 9月23日(水・祝)日没後～20時
※天候により中止することがあります。
問合先 福祉総務課障害者福祉担当
(1階⑥番窓口) ☎939・1106
FAX 939・0399

環境・安全

PCBを含む電気機器等の処分
期限が迫っています！

事業場や倉庫等にある古い電気機器には低濃度 PCB が使われているかもしれません。低濃度 PCB を含む廃棄物は令和8年度末が処分期限のため、早期の調査・判別・処分が必要です。なお、中小企業(個人事業主を含む)については、助成制度(環境省)があります。

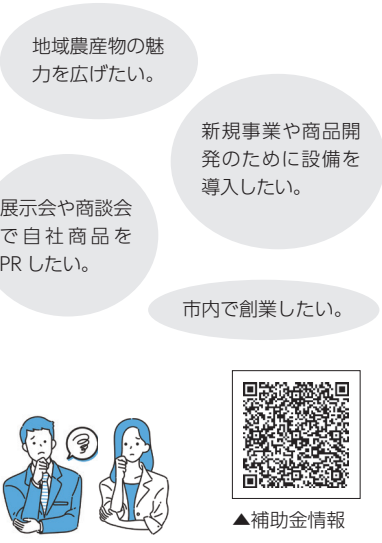
万一、新たに高濃度 PCB 廃棄物を発見された場合は、ご連絡ください。
問合先 大阪府産業廃棄物指導課排出者指導グループ
☎ 06・6210・9583



商工・労働

～市内の中小企業の皆様へ～
事業者支援補助金の申請受付中

ぜひ補助金の活用をご検討下さい。
※着手前に申請した事業が対象です。他にも様々な補助メニューがあります。
※令和8年度すでに利用した方でも、計画の目的が異なれば申請可能な場合があります。
※補助金一覧や申請方法などの詳細については、市のホームページをご覧ください。
問合先 産業労働課(6階⑧番窓口) ☎939・1337



お仕事探しも人材確保も
ハローワークで！

豊富な求人数と支援メニューでお仕事探しと企業の人材確保を支援します。セミナーや地元企業の面接会も定期的に開催中。
※詳細はハローワーク 藤井寺ホームページをご覧ください。

日時 平日8時30分～17時15分
場所 岡2-10-18
問合先 ハローワーク藤井寺
☎955・2570



従業員の福利厚生に、勤労者
互助会をご活用ください

中小企業や個人事業所で働く方のための、慶弔給付、健康維持増進事業、宿泊補助、レジャー割引など、福利厚生サービスを充実できる仕組みを整えています。

入会資格
・市内の中小企業に勤務する勤労者及び事業主
・市民で市外の中小企業に勤務する勤労者
入会金 1人につき100円(事業主負担)
会費 1人につき月額500円(事業主半額以上負担)
申込・問合先 藤井寺市勤労者互助会 ☎959・8630



保険・年金

年金生活者支援給付金制度

公的年金などを受給している方で、年金収入やその他の所得額が一定基準以下の方の生活を支援するために、年金に上乗せして給付金を支給する制度です。対象者や支給要件など詳しくはホームページをご確認ください。



対象となる方には、9月初旬頃から、はがき形式の請求書が日本年金機構より送付されます。必要事項を記入し、早めに返送してください。
※令和8年12月31日(木)必着です。間に合わない場合、令和8年10月分から遡って受給できなくなります。

※支援給付金の対象でなかった方が、世帯構成の変更などで支給要件を満たすようになった場合は自身で請求手続きを行う必要があります。
問合先 日本年金機構 給付金専用ダイヤル ☎0570・05・4092
※050から始まる電話の場合 ☎03・5539・2216

重度障害者医療証・ひとり親
家庭医療証の自動更新

現在お使いの医療証の有効期限は、10月31日(土)です。これまで医療証の更新には申請書の提出が必要でしたが今年度からは更新手続きが不要となります。市が資格要件を確認次第、対象となる方に新しい医療証を郵送します。



※資格要件を確認できない一部の方については別途ご案内を送付します。
問合先 保険年金課福祉医療担当(1階②番窓口) ☎939・1186

健康保険に加入していますか

職場の健康保険に加入している方、生活保護を受けている方、後期高齢者医療制度に加入している方を除く全ての方は、国民健康保険に加入することとなっています。加入手続きについては、市ホームページを確認ください。



※手続きをするまでの間は保険証がないため、医療機関では原則として全額自己負担となります。
問合先 保険年金課国民健康保険担当(1階②番窓口) ☎939・1177

国民年金の保険料の納め忘れ
はありませんか

納め忘れがあると老齢基礎年金が受給出来なくなったり、受給額が少なくなったりすることがあります。また、万が一の際の障害基礎年金や遺族基礎年金が受給できなくなることもあります。保険料は、2年を過ぎると時効により納めることができません。納め忘れがある方は早めに納めてください。納付書が手元にない場合や、過去の免除期間を追納したい場合は、年金事務所へご相談ください。
問合先 天王寺年金事務所 ☎06・6772・7531

くらしの情報

高齢介護

鍼・灸・マッサージ・電気治療
の費用の一部を助成

対象 市内在住で、住民基本台帳に記載のある65歳以上の方(申請期間中に65歳になる方も含む)
対象期間 9月1日(火)～30日(水)の利用分(健康保険が適用された場合は対象外)
助成額 2,000円以内(1人1回限り)
申請に必要なもの

- ・9月中に利用したことが分かる領収書(受診した施術所の所在地、店名、代表者名もしくは施術者の記載及び押印があるもの。レシートは不可)
 - ・印鑑
 - ・受診した方の生年月日が確認できる身分証明証(介護保険被保険者証など)
- 申請方法** 9月1日(火)から10月2日(金)までに窓口で
申請・問合先 高齢介護課高齢者福祉支援担当(1階③番窓口) ☎939・1169

税

市・府民税
第3期納期限 9月30日(水)

納期限までにお納めください。口座振替をご利用の方は預貯金残高を確認してください。
※新たに口座振替をされる場合は、窓口にキャッシュカード(暗証番号が必要)をお持ちいただくか、引落口座の金融機関でお申し込みください。
※キャッシュレス決済納付もできます。
問合先 税務課納税担当(2階②番窓口) ☎939・1066



各種情報

ハロウィンジャンボ宝くじ

宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

【当選金は1等・前後賞合わせて4億円】

発売期間 9月16日(水)～10月16日(金)

抽選日 10月26日(月)

※ハロウィンジャンボミニも同時発売

※インターネットから

も宝くじが購入でき

ます。詳しくは「宝く

じ公式サイト」をご

確認ください。



問合先 (公財)大阪府市町村振興協会 ☎06・6941・7441

日本赤十字社活動資金

5月・6月の「赤十字募金運動月間」では、自治会や小中学校のご協力、赤十字奉仕団の皆さんによる一軒一軒の訪問活動を通じ、多くの方から温かいご支援をいただきありがとうございました。お寄せいただいた資金の報告や使い道については、ホームページをご確認ください。



問合先 日本赤十字社

大阪府支部藤井寺市地区(藤井寺市社会福祉協議会内) ☎938・8220

9月10日～16日は 自殺予防週間



自殺で亡くなる人は全国で年間約2万人、大阪府では1,185人で1日に約3人。悩みを抱えてお困りのとき、生きることがつらく感じられるときは、一人で抱え込まず、専門の相談機関にご相談ください。また、身近な方の悩みに気づいたら、話を聴いて寄り添い、必要に応じて相談窓口を紹介してください。



▲ここらなび

【相談先】

●藤井寺市自殺予防心の電話相談

☎930・0775

月～金曜日 10時～17時

●関西いのちの電話

☎06・6772・1121

24時間 365日

●悩みの相談窓口一覧

▶大阪府内の相談窓口



マイナンバーカード交付、電子 証明書の更新手続き臨時窓口

日時 9月27日(日) 9時～12時

※カードの交付及び電子証明書の更新手続きのみを行います。

場所 市役所1階マイナンバー総合窓口

【カード交付に必要なもの】

・交付通知書(ハガキ)

・本人確認書類

(下記2点はお持ちの方のみ)

・通知カード

・マイナンバーカード

※原則、交付申請者ご本人が来庁してください。

◇予約いただくとスムーズにご案内できます。

【電子証明書の更新手続き】

・マイナンバーカード

・「署名用電子証明書・利用者証明

用電子証明書 照会書兼回答書」

◇予約はできません。

問合先 藤井寺市マイナンバーカードコールセンター ☎939・1071

万博大屋根リングに使用された柱の一部

アイセルシュラホールで展示中



万博の雰囲気を感じながら味わえる展示です。是非間近でご覧ください。

問合先 戦略調整課(5階㊟番窓口)

☎939・1171

展示は9月23日(水)まで



広告あり

各種情報

情報公開制度・個人情報保護制度・会議の公開制度運用状況

令和7年度の運用状況を公表します。

公開・開示請求の方法

所定の請求用紙に必要事項を記入の上、提出してください。

会議の傍聴の方法

公開する会議の開催日時などは、市ホームページでお知らせしますので、確認の上、直接会場へお越しください。

	情報公開請求	個人情報開示請求
請求件数	72件	26件
請求者数	50人	26人
処理状況	全部公開	41件
	部分公開	19件
	非公開	4件
	不存在	4件
	取下げ	4件
	審査請求	0件
	0件	0件

(※)個人情報を取り扱うなどの理由によるもの。

会議の公開	
開催回数	173回
公開の状況	公開
	46回
	一部非公開
	4回
	非公開(※)
	123回
傍聴人数	30人

問合先 総務課法規担当(3階㊟番窓口) ☎939・1061

宅地建物取引業人権推進員制度

大阪府では、宅地建物取引におけるあらゆる人権問題をなくすため、業界団体と連携し、宅建業者の従業員を対象に「宅地建物取引業人権推進員」を養成しています。

人権推進員を設置している店にはステッカーを掲示しています。

ステッカーがある宅地建物取引業者は、従業員に対し人権にかかわる教育・啓発を行い、人権意識の高揚に取り組んでいます。

問合先 大阪府建築振興課

☎06・6210・9734



公園を安全に利用しましょう

誰もが公園を安全に気持ちよく利用するためにご協力ください。



ボール遊びはやめましょう



単車の乗り入れは禁止です



動物にエサを与えないで



火の使用は禁止です



ペットの散歩は禁止です



公園内は全面禁煙です



遊具は大切に使いましょう



問合先 道路公園課道路水路公園管

理・地籍担当(4階㊟番窓口)

☎939・1272

環境・安全

屋外広告の安全管理について

9月1日～10日は屋外広告物適正化週間です。看板、広告塔やネオンサインなどの屋外広告物は、老朽化や強風などで脱落・飛散すると大変危険です。屋外広告物の管理・設置は適切に行いましょう。

【その看板、大丈夫ですか？】

落下などの事故が起きると、管理責任を問われる可能性があります。看板の安全を確保するために、定期的な安全点検を行いましょう。

【看板の設置は許可が必要です】

屋外広告物を掲出する場合は、原則として市へ許可申請が必要です。設置済みの屋外広告物で未申請または未更新(2年毎)のものについては、速やかに許可申請の手続きを行ってください。

※屋外広告物の掲出に

は一定のルールがあります。詳しくは市ホームページをご確認ください。



問合先 都市デザイン課都市計画担当(4階㊟番窓口) ☎939・1214

各種情報

社会生活基本調査

この調査は、国民の生活時間の配分や自由時間における主な活動について調査し、仕事や家事に費やされる時間、地域活動との関わりなど国民の社会生活の実態を明らかにすることにより、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として実施します。

8月下旬から9月上旬頃に、調査員が調査対象となる地域の全世帯を訪問してリーフレットを配布し、調査をお願いする世帯には、10月上旬から中旬にかけて、調査員が調査書類を配布しますので、ご回答をお願いします。

問合先 大阪府統計課 人口・社会グループ ☎06・6210・9197